

全日本小学校バンドフェスティバル島根県大会実施規定

平成 22 年 4 月 23 日

改定 平成 27 年 6 月 19 日

(総 則)

第 1 条 (実 施)

全日本小学校バンドフェスティバル島根県大会は島根県吹奏楽連盟に加盟する団体が参加し、毎年中国大会開催日の 3 週間以前に実施する。

第 2 条 (実施会場)

実施会場地は理事会に図り総会においてこれを定める。

(参加資格)

第 3 条 (参加資格)

参加資格は本連盟に登録された団体で、構成メンバーは当該小学校に在籍している児童とする。なお、複数の小学校による合同バンドを認める。

- 2 出演者が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。

(演奏・演技)

第 4 条 (出演順序)

出演順序は抽選において決定する。

第 5 条 (参加人員)

参加人員は自由とする。

第 6 条 (編成および演奏形態)

編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器を中心としたものを原則とする。
ただし、手具の使用・演奏形態・服装等は自由とする。

第 7 条 (演奏時間)

演奏時間は 7 分以内とする。なお、演奏時間とは、演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。演奏時間を超過した場合は、表彰の対象としない。

第 8 条 (演奏曲目)

演奏曲は自由とする。

(審査・表彰)

第9条(審査)

審査員は理事会において人選しこれを会長が委嘱する。

審査員の数は原則として5名とする。審査方法は総会の定める全日本小学校バンドフェスティバル島根県大会審査内規による。

第10条(表彰)

表彰は金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。

(県代表)

第11条(県代表)

県代表は全日本小学校バンドフェスティバル島根県大会審査内規に従い、最も得点の高い団体から推薦する。

推薦する団体数は、前年度の出場数に応じて中国吹奏楽連盟において比例配分により決定された団体数とする。

ただし、中国大会が島根県で開催される場合は1団体増とする。

(その他)

第12条 この大会の実施にあたって共催または後援団体を持つことができる。

第13条 その他、開催上の細目については実行委員会が定める。

第14条 この規定は総会の議決により改定することができる。